

技術提案

工 事 名：徳島県蔵本公園プールスタンド改築工事のうち建築工事

評 価 項 目	「工事目的物の性能・機能の向上」に関する技術提案
---------	--------------------------

技術提案事項	コンクリートの品質管理について
<p>本工事は、鉄筋コンクリート造3階建てのプールスタンドを建築する工事であり、構造躯体である鉄筋コンクリートの品質を管理することが建物全体の品質を左右する。 特に、コンクリートの適切な打設や品質管理はコンクリートの耐久性に大きく影響する。 また、コンクリートのひび割れは、美観を損ねるばかりでなく、雨水等の侵入により鉄筋の腐食を助長させることで、鉄筋コンクリートの耐久性を低下させる大きな要因である。 これらのことを踏まえ、次の全ての項目について、留意すべき事項及び講ずる措置を具体的に記述すること。</p> <p>I コンクリートの適切な打設や良好な品質を確保するための対策 II コンクリート躯体のひび割れを防止するための対策</p>	

具 体 的 な 施 工 計 画

<p>上記2項目について、以下の内容をそれぞれ記述すること。</p> <p>①技術提案の概要 ②施工方法の適切性（具体的な対策） ③効果的な創意工夫 ④技術的な裏付け（過去の施工実績等、具体的かつ技術的な根拠を記載）</p> <p>評価項目「上記技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性等」については、①の内容が適切な項目に対する②～④の記載内容で評価する。</p> <p>記述に当たっては、<u>様式4（その2）</u>を使用し、A4版3枚（3ページ）以内で提出すること。</p> <p>項目1つにつき、3提案まで記載可能。</p>

「技術提案」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなります。

このため、総合評価（技術提案）申請書（様式4（その2））の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請して下さい。

なお、技術提案をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにして下さい。

技術提案

（1枚目、2枚目、3枚目）←該当しないものは消すこと。

共同企業体名：

次の工事について、この申請書の内容と同等の又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工事名：徳島県蔵本公園プールスタンド改築工事のうち建築工事

評価項目	「工事目的物の性能・機能の向上」に関する技術提案
------	--------------------------

技術提案及び具体的な施工計画等

I コンクリートの適切な打設や良好な品質を確保するための対策

①技術提案の概要

②施工方法の適切性（具体的な対策）

③効果的な創意工夫

④技術的な裏付け（過去の施工実績等、具体的かつ技術的な根拠を記載）

II コンクリート躯体のひび割れを防止するための対策

①技術提案の概要

②施工方法の適切性（具体的な対策）

③効果的な創意工夫

④技術的な裏付け（過去の施工実績等、具体的かつ技術的な根拠を記載）

※A4版に記述するものとし、枚数は**3枚（3ページ）**までとする。
※記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

技術提案

（1枚目、2枚目、3枚目）←該当しないものは消すこと。

共同企業体名： _____

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： ○○○○○○○工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評価項目	「工事目的物の性能・機能の向上」に関する技術提案
------	--------------------------

技術提案及び具体的な施工計画

＜記述上の留意点＞

特に技術提案を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は**10.5ポイント以上**とする。

なお、「記述枠」の規格値は**縦 21.0cm、横 17.0cm 以内**とし、**55 行以内**で規格値以内の「記述枠」内に**アンダーライン**を使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。

また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。

- ① 文字の大きさが明らかに**10.5ポイント**を下回る場合
- ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から**5mm**を超えて大きい場合
- ③ 「記述枠」内に**56 行以上**の記述がある場合
- ④ **A4版**でない場合
- ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合

注1：手書きの場合も同様とする。

注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。

注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。

注4：空白行は、行数に含めない。

注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。

＜記述枠：縦 21cm×横 17cm 以内に制限＞

※A4版に記述するものとし、枚数は**3枚（3ページ）**までとする。
 ※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字に**アンダーライン**を使用しないこと。